

飯山市水道水源保全条例案の概要

【規制区域：水道水源から半径1キロメートル以内（別図のとおり）】

① 事前協議

- ・吐出口20平方センチメートル（口径約50ミリメートル）を超える井戸
- ・深度30メートル以深の井戸
- ・採取日量100立方メートルを超える井戸

上記に該当する井戸を既に利用・掘削している者は条例施行日から90日以内に届出
上記に該当しない井戸を掘削しようとする者もあらかじめ届出

② 影響調査

許可申請前及び地下水採取開始から1年間

③ 許可申請

事前協議終了後工事着手90日前までに申請書を提出

④ 許可要件

- ・既存の水道水源に影響を及ぼすおそれがないこと
- ・採取する地下水の用途が必要かつ適正であること
- ・他の水をもって代えることが困難であること

上記要件について変更があった場合は30日以内に届出

⑤ 許可・不許可

申請があったときから90日以内に決定

⑥ 完成届

完成から15日以内に届出

⑦ 許可失効

- ・井戸を廃止したとき
- ・事前協議の要件に該当しなくなったとき

廃止届出は30日以内に行い、水環境に影響を与えないために必要な措置を講じること

⑧ 氏名等公表

- ・指導、措置命令、停止命令等に従わない者

⑨ 罰則

○50万円以下の罰金

- ・無許可掘削、許可条件違反の是正命令に従わない者
- ・予見できない特別な事情による地下水採取制限に従わない者
- ・期限付き措置勧告を怠った者が措置命令に従わない場合

○30万円以下の罰金

- ・無許可で井戸を設置した者
- ・不正な手段を用いて許可を受けた者
- ・無許可で井戸を変更した者

○10万円以下の罰金

- ・許可井戸の完成届をしない者
- ・対象外井戸の掘削届をしない者
- ・廃止した井戸の届出をしない者
- ・正当な理由なく立ち入り調査を拒む者

両罰規定を設定